

水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定について

1 はじめに

(1) 国の動向

- | | |
|-------------|--|
| 平成 15 年 9 月 | 中央環境審議会答申 |
| | ・ 水生生物保全に係る環境基準を生活環境項目に位置づけ |
| | ・ 環境基準項目として「全亜鉛」を追加 |
| | ・ 淡水域及び海域について環境基準の水域類型及び基準値等の設定 |
| 同 年 11 月 | 環境省「水生生物保全に係る水質環境基準」告示 |
| 平成 18 年 6 月 | 処理基準改正（水生生物の保全に係る水質環境基準を追加） |
| 平成 22 年 8 月 | 中央審議会へ「水生生物の保全に係る環境基準の項目追加等について」諮問 |
| 平成 24 年 8 月 | 中央審議会答申（ノニルフェノールの追加）
環境省告示（ノニルフェノールの追加） |
| 同 年 12 月 | 中央審議会答申（直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）の追加） |
| 平成 25 年 3 月 | 環境省告示（LAS の追加）
処理基準改正（ノニルフェノール、LAS の追加） |

(2) 今回類型指定を行うこととした経緯

- ・ 本県では、平成 21 年度から 23 年度にかけて河川、湖沼、海域における各水域の基礎データを収集し、河川、湖沼の水生生物の保全に係る水質環境基準（以下、「水生生物保全環境基準」という。）の類型指定を行った。ただし、海域については、国が行う 10 海域（有明海、大阪湾、東京湾など）の類型指定が開始された直後であり、国の指定方法等の情報が不足したことから、国の指定状況を見ながら検討することとした。
- ※ 国が行う 10 海域の類型指定については、平成 29 年度の有明海の類型指定を最後に完了した。
- ・ 八代海について、熊本県から類型指定を令和 5 年度に行いたい旨の申し出が本県にあったことから、同年度に八代海南部海域の類型指定を行った。併せて、鹿児島湾の類型指定も行った。
- ・ 県内海域の類型指定について、順次行うため、令和 7 年度に大隅半島東部海域の水質調査や魚介類の生息状況調査を実施したところであり、今年度、指定を行いたい。

2 類型指定の考え方

水生生物保全環境基準の類型指定は、水生生物の保全を図る必要がある水域のすべてについて行うこととされており、類型指定に当たっては、水生生物

物保全環境基準項目による水質汚濁が著しく進行しているか、又は進行するおそれがある水域を優先することとされている。

なお、類型指定を行う海域は、内湾及び沿岸の地先海域の範囲とされており、類型指定を効果的・効率的に進める上で、河川、湖沼及び海域の一般項目に係る環境基準や湖沼及び海域の全窒素及び全リンに係る環境基準の類型指定における水域区分を最大限活用することとされている。

3 類型指定を行う水域

大隅半島東部海域

4 類型指定を行うために必要な情報の把握

以下の①から④について、令和7年度に大隅半島東部海域で調査を行った。

- ① 水質の状況
- ② 水域の構造等の状況
- ③ 魚介類の生息の状況
- ④ 産卵場（繁殖場）及び幼稚仔の生育場に関する情報

5 海域における水生生物保全環境基準

表1 水生生物保全環境基準

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値（年間平均値）		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）または幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下

※ 全亜鉛は、亜鉛化合物すべての総称。メッキ加工や染料等に使用
ノニルフェノールは、界面活性剤の原料や印刷インキの材料等に使用
LASは、家庭用洗濯洗剤や業務用洗浄剤等に使用

※ これらは、魚介類及び餌生物双方の生息に直接関係する、死亡、成長、繁殖等に影響があるとされている。

6 達成期間の区分及び留意事項

水質汚濁に係る環境基準の達成期間の区分は、原則として次のとおりとする。なお、「ハ」は遅くともおおむね10年以内に達成することを目処とする。

「イ」：直ちに達成

「ロ」：5年以内で可及的速やかに達成

「ハ」：5年を超える期間で可及的速やかに達成

7 県内海域の類型指定状況（生活環境の保全に関する環境基準（COD等））

表2 類型指定状況

水域名	範囲	該当類型	
		COD等	水生生物
鹿児島湾 (1)	(全域から下記を除く海域)	A	生物特A (ただし、鹿児島港、 喜入港、指宿港、山川 漁港周辺は生物A)
〃 (2)	(鹿児島港本港区)	B	
〃 (3)	(〃 南港区)	B	
〃 (4)	(〃 木材港区)	B	
〃 (5)	(〃 谷山一区)	B	
〃 (6)	(〃 谷山二区)	B	
〃 (7)	(山川港)	B	
八代海南部海域 (1)	(米之津港)	B	生物特A (ただし、港 湾、漁港周辺は生物 A)
〃 (2)	(米之津川河口海域)	A	
〃 (3)	(全域から上記を除く海域)	A	
大隅半島東部海域 (1)	(志布志港)	B	<u>今回、指定予定</u>
〃 (2)	(菱田川河口海域)	A	
〃 (3)	(肝属川河口海域)	A	
〃 (4)	(全域から上記を除く海域)	A	
薩摩半島南部海域	(全 域)	A	指定なし
薩摩半島西部海域 (1)	(阿久根港)	B	〃
〃 (2)	(万之瀬川河口海域)	A	
〃 (3)	(全域から上記及び下記を除く海域)	A	
〃 (4)	(川内港)	B	
〃 (5)	(串木野港)	B	
西之表港海域	(全 域)	A	〃
名瀬港海域 (1)	(新川河口海域)	B	〃
〃 (2)	(全域から上記を除く海域)	A	
奄美大島本島海域	(全 域)	A	〃

表3 COD等に係る環境基準（海域）

項目 類型	利用目的の 適応性	基 準 値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要 求 量 (COD)	溶 存 酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサ ン抽出物質 (油分等)
A	水産1級 自然環境保 全及びB以 下の欄に掲 げるもの	7.8以上 8.3以下	2 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	20 CFU/ 100mL 以下	検出されな いこと。
B	水産2級 工業用水及 びCの欄に 掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	検出されな いこと。
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—	—

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用

3 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じ
ない限度